

○公立大学法人福岡県立大学内部統制基本規則

法人規則第154号

令和元年6月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人福岡県立大学業務方法書（平成18年法人規程第35号）第3条に規定する業務の適正を確保等するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部統制システムは、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全を図り、もって法人の業務の適正を確保することを目的とする。

2 内部統制システムに係る法人の規程等の整備、取組、対応等を行う際は、前項の目的を踏まえるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、内部統制システムの整備及び運用に関して総括し、その最終責任を負う。

2 理事長は、内部統制システムに関して、役職員に研修等により周知するとともに、適時に必要な見直しを行う。

(内部統制担当役員)

第5条 法人に、内部統制担当役員を置き、副理事長をもって充てる。

2 内部統制担当役員は、理事長の命を受け、内部統制システムを整備し、その運用及び監督を行う。

3 内部統制担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置を講じるとともに、是正措置に関し、第6条に定める内部統制推進委員会に提議するものとする。

4 内部統制担当役員は、役職員の違法行為等の不正行為及び内部統制システム上の著しい不当事実（以下「不正行為等」という。）を発見し、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止に関し、内部統制推進委員会へ提議するものとする。

(内部統制推進委員会)

第6条 法人に、内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副理事長、常務理事兼事務局長、教員兼務理事、副学長、各学部長、附属図書館長、附属研究所長、事務局各部長、その他理事長が必要と認める役職員をもって組織する。
- 3 委員長は、副理事長とする。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 内部統制システムの整備及び運用状況を把握の上、理事長に定期的に報告を行うこと。並びに理事長に内部統制システムに係る必要な改善策を提言すること
 - (2) 前条第3項及び第4項に掲げる事案が発生し、内部統制担当役員から提議された場合に、必要な措置及び再発防止策（以下「対応策」という。）を協議し、対応策を講じること
 - (3) その他内部統制システムに関し、委員長が必要と認める事項
- 7 委員会は、必要に応じて、内部統制システムの推進に関し、職員の意見を聞く機会を設けるものとする。

（役職員の責務）

第7条 役職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は不正行為等を発見した場合には、直ちに委員会委員又は内部統制担当役員に報告しなければならない。

（モニタリング）

第8条 内部統制システムが有効に機能していることを監視、評価するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

- (1) 日常的モニタリング

各業務に係る役職員の自己点検及び相互牽制並びに決裁承認手続きにより行うもの

- (2) 独立的評価

内部監査及び監事による監査により行うもの

（事務）

第9条 内部統制システム及び委員会に係る事務は、事務局経営管理部経営企画班において行う。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第11条 この規則の改廃は、総務人事委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、令和元年6月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。